

愛媛県浄化槽取扱指導要綱

第 1 目的

浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽関係法令に規定するものによるほか、浄化槽の工事及び保守点検等に係る取扱指導の基本事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要綱における用語の意義は、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条及び愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 60 年 7 月 16 日条例第 13 号。以下「条例」という。）第 2 条に定めるところによるもののほか、次に定めるところとする。

1 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。（以下「管理者」という。）

2 浄化槽製造販売業者

法第 13 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けて当該認定に係る形式の浄化槽を製造し、又はこの製品を販売する事業を営む者をいう。（以下「製造販売業者」という。）

3 技術管理者

法第 10 条第 2 項の規定により、501 人槽以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当するために置かれる管理士をいう。

4 指定検査機関

法第 57 条第 1 項の規定により知事の指定を受け法第 7 条及び第 11 条の水質に関する検査の業務を行う者をいう。

第 3 方針

1 県及び市町等の連携による地域の総合的な行政指導体制を整備する。

2 管理者、製造販売業者、工事業業者、保守点検業者及び清掃業者（以下「関係者」という。）にそれぞれの責務を自覚させ、確実に履行させることとし、これを促進するため、関係業者（関係者のうち、管理者を除く。以下同じ。）の自主管理機能の体系的な整備を図る。

3 自主管理機能の整備は、関係業者の社会的責任と役割に鑑み、知事が昭和 61 年 4 月 1 日に指定検査機関に指定した「公益社団法人愛媛県浄化槽協会」（以下「協会」という。）を中心に推進する。

第4 関係者及び協会の責務

関係者及び協会は、浄化槽による環境汚染を未然に防止する社会的責任を有することを自覚して、関係法令及びこの要綱の規定を遵守し、次の責務を全うしなければならない。

1 管理者

法に基づく設置前の届出、使用開始及び変更の報告、設置後の適正な使用方法、保守点検、清掃及び水質に関する検査、廃止の届出等の義務を遵守するとともに、次の事項を履行すること。なお、保守点検及び清掃については、専門的技術及び関係業者間の連絡調整を必要とするので、知事に登録又は市町長に許可された関係業者に委託して履行するものとする。

(1) 浄化槽保守点検記録及び清掃記録の整備保管（3年間保管）

(2) 設置後の苦情、紛争等の自主解決

ただし、管理者が自ら浄化槽の保守点検を行う場合は、管理士の資格又はこれと同等の知識を有し、愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例第13条第3項に規定する器具を常備すること。

2 製造販売業者

適格な浄化槽を供給し、販売後の工事及び保守点検の状況把握を行うとともに、設置後も供給品の品質に対する苦情処理に当たるほか、協会と協力して、管理者に対し正しい浄化槽の知識を周知すること。

3 工事業業者

管理者に信頼される工事を行い、しゅん工後もそれに係る苦情処理に当たるとともに、営業所ごとに帳簿を備え、これを保存すること。協会と協力して、管理者に対し、浄化槽の使用方法及び正しい保守点検を指導すること。

4 保守点検業者

管理者に信頼される保守点検及び管理を行い、それに係る苦情処理に当たるとともに、保守点検等の記録を管理者に交付し、1部を3年間保存すること。また、協会と協力して、保守点検機能の強化、向上を図ること。

5 清掃業者

管理者に信頼される清掃業務を行い、それに係る苦情処理に当たるとともに、清掃の記録を管理者に交付し、1部を3年間保存すること。また、協会と協力して、管理者に対し清掃及び保守点検の重要性を認識させること。

6 県

工事業業者及び保守点検業者の登録等の実施並びに資質の向上に努めること。

7 市町

清掃業者の資質の向上に努めるとともに、浄化槽汚泥等の適正処理を図ること。

8 なお、関係業者等は、法第7条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する放流水質に関する検査等の推進について協力すること。

9 協会

関係業者に対し、研修を実施する等資質の向上に努めるとともに、その社会的責任と役割を認識させ、県及び市町等の行政指導に対応する自発的な業界秩序の確立を図るとともに、関係業者による浄化槽の自主管理機能の整備に努め、次の事項を履行すること。

- (1) 管理者の求めに応じ、浄化槽工事、保守点検、清掃等について各関係業者が適切に応じられるよう指導助言を行うこと。
- (2) 関係者に対し、常に正しい浄化槽の知識を普及するとともに、浄化槽による苦情、紛争又は公害等が起った場合は、率先してその解決に努めること。
- (3) 協会の構成員が実施した業務に係る浄化槽の故障、苦情、紛争等は、協会の責任において、直ちに必要な措置を講じ、その解決に当たること。
- (4) 工事業者及び保守点検業者の知事登録に当たっては、協会において事前指導を行うこととし、協会は、必要に応じ設備士、管理士等の養成に努めること。
- (5) 製造販売業者及び清掃業者の実態把握を図るとともに、資質の向上を図ること。
- (6) 設備士、管理士等の実態把握を図るとともに、資質の向上を図ること。
- (7) 浄化槽の設置状況や維持管理に関する情報を収集し、管理に努めること。

第5 浄化槽工事の基準等

浄化槽工事に当たっては、法第4条第5項（浄化槽工事の技術上の基準）によるほか、次のことを遵守しなければならない。

- 1 放流水については、下水道、下水路、河川等適当な放流先を確保すること。
- 2 処理対象人員算定に当たっては、全体計画に基づいて算定し、原則として浄化槽の分割設置をしないこと。

第6 浄化槽設置手続と工事の施工

1 設置届出の事前指導

- (1) 浄化槽の設置（構造又は規模の変更を含む。）の届出は、協会において事前指導を受け、その調査書を添付して、市町長を経由し、所轄保健所長に提出すること。
- (2) 法第5条第1項ただし書の規定に該当する場合は、協会において、事前指導を受けた設置計画書を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）、同法第6条の2第1項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書又は確認通知書に添付すること。

2 浄化槽設置届出書受理通知書の交付

建設部長又は土木事務所長及び保健所長は、浄化槽設置届出書を受理した場合は、現地確認を行い（協会の調査書の添付があるときは、これを省略することができる。）、次の区

分により処理するものとする。

- (1) 設置が適当であると認めたときは、浄化槽設置届出書受理通知書（様式第 1 号。以下「受理通知書」という。）を届出者に交付すること。
- (2) 浄化槽の規模、構造等が不適当であり、又は放流先が生活環境保全上著しく支障があり、その設置が不適当であると認めたときは、その旨を届出者に通知するとともに、改善を指導するものとする。

3 公共浄化槽設置（変更）計画の事前指導

公共浄化槽設置（変更）計画書（様式第 1 号の 2。以下「計画書」という。）は、協会において事前指導を受け、その調査書を添付して、所轄保健所長に提出すること。

4 公共浄化槽設置（変更）計画同意書の交付

建設部長又は土木事務所長及び保健所長は、計画書を受理した場合は、現地確認を行い（協会の調査書の添付があるときは、これを省略することができる。）、次の区分により処理するものとする。

- (1) 設置が適当であると認めたときは、公共浄化槽設置（変更）計画同意書（様式第 1 号の 3。以下「同意書」という。）を申出者に交付すること。
- (2) 浄化槽の規模、構造等が不適当であり、又は放流先が生活環境保全上著しく支障があり、その設置が不適当であると認めたときは、その旨を申出者に通知するとともに、改善を指導するものとする。

5 共同浄化槽における排水設備の設置について

共同浄化槽へ汚水を流入させるに当たっては、法第 12 条の 10 の規定に留意して実施すること。

6 浄化槽工事と検査

- (1) 浄化槽工事は、知事に登録又は届出された工事業者が実施すること。
- (2) 建設部長又は土木事務所長及び保健所長は、浄化槽工事について、必要に応じ中間検査及びしゅん工検査を実施するものとする。
- (3) 設備士は、浄化槽工事に当たっては、浄化槽設備士証を携帯しなければならない。

第 7 維持管理

1 保守点検基準と委託管理

- (1) 浄化槽の使用、保守点検及び清掃は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「規則」という。）第 1 条（使用に関する準則）、第 2 条（保守点検の技術上の基準）及び第 3 条（清掃の技術上の基準）に規定する基準に従って行わなければならない。
- (2) 浄化槽の保守点検及び清掃は、関係事業者間の連絡調整を円滑に行うため、知事の登録を受けた保守点検業者及び市町長の許可を受けた清掃業者に委託して実施するものとする。
- (3) 管理士は、浄化槽の保守点検に当たっては、浄化槽管理士証を携帯しなければならない。

2 保守点検及び水質に関する検査等

- (1) 管理者から保守点検の委託を受けた浄化槽について、使用開始直前（規則第5条）に保守点検を実施し、所轄保健所長に報告すること。また、使用開始後3箇月を経過した日から5箇月間（法第7条第1項）及び毎年1回（法第11条第1項）の水質に関する検査等について手続を行うこと。
- (2) 水質検査の結果、BOD値が基準を超えているものについては、その原因を究明し、適切な措置を講じたうえ、必要に応じ、再検査を実施すること。

第8 届出と報告

- 1 管理者は、次の表のとおり、30日以内に協会を経由して、所轄保健所長に報告すること。

浄化槽の使用を開始したとき。	浄化槽使用開始報告書（様式第2号）
技術管理者を変更したとき。	浄化槽技術管理者変更報告書（様式第3号）

- 2 浄化槽使用休止の届出及び使用再開の届出（法第11条の2）並びに浄化槽使用廃止の届出（法第11条の3）は、協会を経由して、所轄保健所長に届け出ること。
- 3 管理者が変更した場合において、新たに管理者となった者は、30日以内に浄化槽管理者変更報告書（様式第5号）を協会を経由して、所轄保健所長に届け出ること。
- 4 関係業者は、毎月10日までに、それぞれ次表の前月分に係る月報を協会を経由して、所轄保健所長に提出すること。なお、浄化槽清掃状況月報は、市町長にも送付すること。

工事業業者	浄化槽設置月報（様式第6号）
保守点検業者	浄化槽保守点検契約月報（様式第7号） 浄化槽保守点検状況月報（様式第8号）
清掃業者	浄化槽清掃状況月報（様式第9号）

第9 関係機関の業務と相互の連携

1 県

- (1) 他の機関の協力を求め、あらゆる機会を利用して、管理者に対する正しい使用及び維持管理指導の徹底を図ること。
- (2) 毎年浄化槽の立入検査計画を樹立し、保守点検等の遵守状況等について、監視指導を行い、法で定める基準に適合していないと認める場合は、必要な改善を命じ、又は期間を定めて使用の停止を命ずるものとする。
- (3) 指定検査機関から送付された検査結果報告に基づく指摘事項が浄化槽関係法令に違反していると認められる場合は、報告を受けた保健所は関係特定行政庁と連携し、管理者及び関係業者に対し必要な措置を指導するものとする。
- (4) 指定検査機関から報告のあつた受検しない者に対し、指導及び助言を行い、生活環境

の保全及び公衆衛生上必要と認める場合は、必要な勧告をし、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた場合は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 市町

清掃業者に対して、清掃基準、汚泥処理等の指導を行うとともに県と協力して管理者に対する適正な工事と使用、保守点検等の指導の徹底を図るものとする。

3 指定検査機関（協会）

- (1) 県及び市町が実施する適正な使用・維持管理知識の普及啓発活動に協力するものとする。
- (2) 検査の結果を保健所へ報告するとともに、県が実施する指摘事項の改善指導等に協力するものとする。
- (3) 受検しない者を保健所へ報告するとともに、県が実施する受検しない者に対する指導等に協力するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 愛媛県し尿浄化そう取扱指導要綱（昭和 52 年 1 月 13 日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の要綱第 2 の 1 に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）であつてこの要綱の施行の際に現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものは、改正要綱第 2 の 1 に規定する浄化槽とみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 6 関係） 浄化槽設置届出書受理通知書
(表)

浄化槽設置届出書受理通知書	
第 年 月 日 号	
様	
地方局長 印	
保健所長 印	
あなたから提出のありました次の浄化槽に係る 年 月 日付け設置届出の内容は、相当と認められるので通知します。したがって、この通知を受理後は、直ちに浄化槽工事に着手して差し支えありません。つきましては、裏面の事項に留意のうえ、浄化槽の適正な設置及び維持管理をしてください。	
設 置 場 所	
型 式	
人 槽	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(裏)

- 1 浄化槽の維持管理は、あなたに責任がありますので、保守点検については知事の登録を受けた保守点検業者に、清掃(毎年1回以上)については市町の許可を受けた清掃業者に委託して行って下さい。
- 2 浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを総合的に判断する水質検査については、法第7条第1項(使用開始後3月を経過した日から5月間に実施)並びに法第11条第1項(毎年1回)に基づき、指定検査機関(公益社団法人愛媛県浄化槽協会)に依頼して検査を受けて下さい。
- 3 浄化槽の維持管理上特に注意していただきたい事項は、次のとおりです。
 - (1) し尿を洗い流す水は適正量とすること。
 - (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
 - (3) 浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
 - (4) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
 - (5) 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
 - (6) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
 - (7) 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、委託している保守点検業者に連絡すること。

なお、不明な点がある場合は、公益社団法人愛媛県浄化槽協会又は最寄りの保健所にお問い合わせください。

公共浄化槽 (設置・変更) 計画書

年 月 日

殿

設置者の住所

氏 名 (市町長名)

電話番号

浄化槽を (設置・変更) したいので、次のとおり協議を申し出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他 (型式) (処理方式)		
3. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ床面積			
4. 処理対象人員及び算定根拠	人		
5. 処 理 能 力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
6. 放流先又は放流方法	①側 溝 ②河 川 ③湖 沼 ④海 域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
7. 工事を行なう予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
8. 着工予定年月日	年 月 日	9. 設置予定年月日	年 月 日
10. 使用開始予定年月日	年 月 日		
11. 排水施設の概要			
12. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

(注意) 1. 2 欄及び 6 欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2. 法第 12 条の 5 第 3 項による同意書及び付近の見取り図を添付すること。

連絡先 (市町名・課名) (担当者名) (電話番号)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

公共浄化槽（設置・変更）計画同意書

第 号
年 月 日

様

地方局長



保健所長



年 月 日付けで協議のあった次の浄化槽に係る（設置・変更）計画の内容は、相当と認められるので同意します。

設 置 場 所	
型 式	
人 槽	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

浄 化 槽 使 用 開 始 報 告 書 年 月 日 保 健 所 長 様 住 所 報告者 氏名又は名称 法人にあつては、 その代表者の氏名			
浄 化 槽 の 規 模			
設 置 場 所			
設置の届出の年月日			
使 用 開 始 年 月 日			
技術管理者 又は管理士	職 名	登録番号 第 号	
	氏 名		
備 考		※整 理 番 号	
		※受 理 年月日	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

浄化槽技術管理者変更報告書 年 月 日 保 健 所 長 様 住 所 報告者 氏名又は名称 法人にあつては、 その代表者の氏名			
設 置 場 所			
変 更 後 の 技術管理者	職 名		
	氏 名		
変 更 年 月 日			
備 考		※整 理 番 号	
		※受理年月日	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更後の技術管理士の資格を証する書類を添付すること。

様式第4号（削除）

様式第5号（第8関係） 浄化槽管理者変更報告書

浄化槽管理者変更報告書			
年 月 日			
保健所長様			
住所 報告者 氏名又は名称 法人にあっては、 その代表者の氏名			
設置場所			
変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称			
変更年月日			
備考		※整理番号	
		※受理年月日	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

浄 化 槽 設 置 月 報 年 月 日 保 健 所 長 様 住 所 工事業者 氏名又は名称 法人にあっては、 その代表者の氏名 年 月分					
設置月日	設 置 場 所	管 理 者 氏 名	型 式	人 槽	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

浄化槽保守点検契約月報

年 月 日

保健所長様

住 所
保守点検業者 氏名又は名称
法人にあっては、
その代表者の氏名

年 月分

契約年月日	設 置 場 所	管 理 者 氏 名	型 式	人 槽	契約期間

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号（第8関係） 浄化槽保守点検状況月報

浄化槽保守点検状況月報										
保 健 所 長 様				住 所 保守点検業者 氏名又は名称 法人にあつては、 その代表者の氏名						
年 月分										
設 置 場 所	管 理 者 氏 名	型 式 人 槽	保守点検時における異常箇所 及 び 措 置 の 状 況	放流水の状況						
				外観	臭気	PH	透視度	亜硝酸	残塩	塩化物 イオン

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

浄化槽清掃状況月報					
年 月 日					
様					
住 所					
清掃業者 氏名又は名称					
法人にあつては、 その代表者の氏名					
年 月分					
設 置 場 所	管理者氏名	型 式	人 槽	清掃月日	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。